

告 示

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和8年4月24日

桜井市教育委員会

1 業務名称

桜井東中学校区義務教育学校（長寿命化改修）施設整備基本計画策定業務

2 業務内容

「桜井東中学校区義務教育学校（長寿命化改修）施設整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、最優秀提案者として特定された者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

3 書類及び様式等入手方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内からダウンロードすること。

4 その他

手続き等の詳細については、「桜井東中学校区義務教育学校（長寿命化改修）施設整備基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」及び「桜井東中学校区義務教育学校（長寿命化改修）施設整備基本計画策定業務委託仕様書」を参照すること。

5 担当部局

桜井市教育委員会事務局 教育総務課

住 所： 〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1

電 話： 0744-42-9111（内線 8114）

F A X： 0744-45-0962